

平成31年千葉市教育委員会会議
第3回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成31年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 平成31年3月20日(水)

午後2時00分開会

午後3時50分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 中野 義澄
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	教育センター所長	根本 厚
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	養護教育センター所長	浅野 一久
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	生涯学習振興課長	山田 利雄
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	文 化 財 課 長	稲葉 健一
中 央 図 書 館 長	小林 幹弘	教育職員課教職員担当課長	山下 敦史
企 画 課 長	伊原 浩昭	学校施設課学校環境改善担当課長	千葉 雅一
教 育 職 員 課 長	武 大介	生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長	君塚 常行
学 校 施 設 課 長	杉山 信弘	教育指導課統括指導主事	鶴岡 克彦
学 事 課 長	御園生博文	総務課総括主幹	石井美代子
教 育 支 援 課 長	福本 順	総務課課長補佐	大須賀隆之
保 健 体 育 課 長	古山 智和	総務課総務班主査	高桑 太綱
書 記 総 務 課 主 査 補	今井 純子	総務課主任主事	松元 秀之

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数の委員の出席により会議成立（藤川委員は「議事日程の決定」から出席）
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
平成31年3月20日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
平成31年第1回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第19号を非公開審議とする旨決定

8 議事の概要

(1) 報告事項

報告事項(1) 平成31年第1回千葉市議会定例会について

大須賀総務課課長補佐より報告があった。

報告事項(2) 平成32年度教員採用選考について

山下教職員担当課長より報告があった。

報告事項(3) 平成31年度千葉市立高等学校入学者選抜について

鶴岡教育指導課統括指導主事より報告があった。

報告事項(4) 平成30年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について

根本教育センター所長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第8号 第2次千葉市学校教育推進計画・第5次千葉市生涯学習推進計画の見直しについて

伊原企画課長、山田生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第9号 千葉市学校施設長寿命化基本計画の策定について

千葉学校環境改善担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第10号 「千葉市放課後子どもプラン」の策定について

君塚放課後子ども対策担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、

原案どおり可決した。

議案第11号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

大須賀総務課課長補佐より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第12号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について

武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第13号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について

武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第14号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第15号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について

御園生学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第16号 千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正について

山田生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第17号 平成32年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について

福本教育支援課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第18号 千葉市教職員研修計画等の策定について

鶴岡教育指導課統括指導主事より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第19号 職員の人事について

山下教育職員課教職員担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 平成31年第1回千葉市議会定例会について

磯野教育長 それでは、報告事項に係る説明をお願いいたします。

報告事項(1) 平成31年第1回千葉市議会定例会について、
総務課課長補佐、説明をお願いいたします。

大須賀総務課課長補佐 総務課でございます。

報告事項(1) 平成31年第1回千葉市議会定例会についてご

報告いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。

第 1 回千葉市議会定例会でございますが、2 月 1 5 日から 3 月 6 日までの会期で、代表質疑、予算審査特別委員会、教育未来委員会などが行われました。

次に、2 にあります審議状況でございますが、(1)、(4) の議案につきましては教育未来委員会の審査を経て、また、(2) と (3) については総務委員会の審査を経て、(5) の平成 3 1 年度一般会計当初予算外 2 会計につきましては予算審査特別委員会の審査を経て、いずれも 3 月 6 日の本会議において可決されました。

次に、3 の代表質疑等でございますが、代表質疑につきましては、4 会派から通告があり、すべての会派が教育委員会に関する質問を行いました。

議案書 2 ページをお願いいたします。

一般質問では、1 1 人の通告者のうち 7 人が教育委員会に関する質問を行いました。代表質疑、一般質問の主な質問の内容は記載のとおりでございます。

平成 3 1 年第 1 回千葉市議会定例会に係る報告については以上でございます。ご不明な点や説明を要する点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

報告事項(2) 平成 3 2 年度教員採用選考について

磯野教育長 では、報告事項(2) 平成 3 2 年度教員採用選考について、教育職員課教職員担当課長、説明をお願いします。

山下教職員担当課長 報告事項(2) 平成 3 2 年度公立学校教員採用選考についてご報告いたします。

実施要綱の 7 ページをご覧ください。

平成 3 1 年度実施公立学校教員採用候補者選考の日程は、第 1 次選考を 7 月 1 4 日(日)、第 2 次選考は、小学校以外の志願者を 8 月 1 7 日(土) から 1 9 日(月)、小学校の志願者を 8 月 2 3 日(金) から 2 5 日(日) に実施予定でございます。

来年度の主な改善点ですが、3 点あります。

お手元のパンフレットの裏側、一番右上をご覧ください。

1点目は、電子申請の範囲を広げました。昨年は小学校一般選考のみでしたが、全校種一般選考が対象となります。

2点目は、身体障害者を対象とした特別選考を廃止し、障害者特別枠を新設しました。昨年までは、対象が身体障害者のみでしたが、今回からは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、いずれかの交付を受けている方に広がりました。さらに、昨年までの自力による通勤ができ、かつ介助者なしに職務遂行が可能な者の要件がなくなりました。全学校種・全教科を含め、約5人の予定でございます。

3点目は、小学校の2次選考のマット運動が来年度より廃止となりました。

今後も採用選考については、県教育委員会と協議を進め、優秀な人材が採用できるよう、志願者確保に努めていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 ご説明ありがとうございました。

1点教えていただきたいのですが、障害者特別枠についてご説明いただきましたけれども、その中で、今まであった介助者、それから自力通勤ということの条件が、来年度から変わるということですが、必要とするような方が応募されてきて、合格された場合に、どのような体制を想定されているのかお伺いします。

山下教職員担当課長 障害のある方を採用する際には、通勤及び職務を遂行する上で必要となる配慮等について、面接等で十分把握した上で、当該者が能力を発揮できるよう勤務校を決定していくなど、人事面において適切な対応をする方向で考えております。

以上です。

中野委員 毎年同じような質問が出ていると思うのですが、第1次選考の会場ですが、千葉のほかにも盛岡、秋田、金沢とあるのですが、大体の受験者数と、その中で、各会場から何人ぐらい合格者が出ているのかお伺いします。

山下教職員担当課長 手持ちにはございませんので、後ほど資料としてご報告したいと思っております。県外会場の中では、盛岡会場の受験者数が一番多くなっております。

磯野教育長 では、資料提供でお願いします。

そのほか、どうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(3) 平成31年度千葉市立高等学校入学者選抜について

磯野教育長 では、報告事項(3) 平成31年度千葉市立高等学校入学者選抜について、教育指導課統括指導主事、説明をお願いいたします。

鶴岡統括指導主事 よろしく申し上げます。

報告事項(3) 平成31年度千葉市立高等学校入学者選抜についてご報告をいたします。

議案書3ページをご覧ください。

千葉市立千葉高校、稲毛高校の入学者選抜についてご報告をいたします。

1の選抜日程でございますが、前期は2月12日、13日、後期は2月28日に検査を行いました。

2の下から2段目をご覧ください。

前期選抜の志願倍率が記載されておりますが、千葉高校普通科2.83倍、理数科2.47倍、稲毛高校普通科2.02倍、国際教養科2.07倍でございます。前期の内定数は、千葉高校普通科168人、理数科30人、稲毛高校普通科120人、国際教養科30人でございます。

稲毛高校で実施している海外帰国生徒の特別入学者選抜につきましては、志願者がおりませんでしたので、実施はいたしませんでした。

4ページをご覧ください。

3の一番下の欄をご覧ください。

後期選抜の志願者倍率ですが、千葉高校普通科2.04倍、理数科2.60倍、稲毛高校普通科1.71倍、国際教養科2.00倍でございます。4の前期確定者と後期合格者を合わせた入学許可候補者数は、千葉高校普通科280人、理数科40人、稲毛高校普通科200人、国際教養科40人でございます。

5ページをご覧ください。

本年度の入学者選抜におきましては、市立千葉高校では、前期は普通科、後期は普通科及び理数科の倍率が前年より上がっております。一方、市立稲毛高校では、普通科、国際教養科とも前年度より倍率が下がっているのが分かると思います。

市立高校の倍率は、依然として2倍前後となっており、県立高校と比べて高い値となっていることから、市立高校は市民の入り

たい高校として捉えることができると考えております。

以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 少し本筋とは違うことになりましたが、先日、私、稲毛高校の卒業式に出席いたしまして、子どもたちの様子も垣間見ることができたのですが、国際教養科の卒業生の男女比が、非常に男子が少なく、例えば今年の卒業生では、2人しかクラスにいないという状況でした。

国際教養科では1クラスですので、クラス替えも3学年、3年通してないと思うのですが、校長先生にも伺いましたところ、例年、男子生徒は非常に少ないということで、2桁に行くことはまずないということでした。教育的なことで、何か子どもたちに、クラスの中で男子生徒が少ないことによる不都合とか、多分部活動ですとか、教科ごとの授業になりますので、それほどはないのかなと思うのですが、何か課題になるようなことがあれば、お伺いしたいと思います。

鶴岡統括指導主事 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、1年生で5人、2年生で6人、そして3年生で2人ということで、大変少ないという実態は把握しております。

学校に問い合わせをしたところ、特に配慮することはなく、課題も特に感じている部分はないとのことでした。

以上でございます。

和田委員 そうですか。

子どもたちから何か相談があるということはないのですね。

鶴岡統括指導主事 現状はないということで聞いております。

和田委員 分かりました。ありがとうございます。

磯野教育長 そのほか、どうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(4) 平成30年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について

磯野教育長 では、報告事項(4)平成30年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について、教育センター所長、説明をお願いします。

根本教育センター所長 それでは、パワーポイントを使って、今回の説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成30年度後期のライトポート・グループ活動諸行事についてご報告いたします。

教育センターでは、不登校の児童・生徒に対して、学校生活へ

の適応や社会的に自立するための力の育成を目指した系統的で段階的な指導・援助のためのサポートプログラムをもとに支援をしております。合い言葉を、「これからの自分、新たな自分、見つかる きっと、さがせる きっと」とし、児童・生徒がたくさんの人との「かかわり」や「つながり」を持つジョイント行事を計画的に実施することで、子どもたちの適応力や自己肯定感が高まるように取り組んでおります。

各行事の実施後には、今年度も質問紙を用いて自己評価を行っております。調査項目は、仲間、協力、向上心、信頼、自主性、思いやり、問題解決能力の7項目35問を5段階で、今の気持ち1項目を10段階で自己評価をしております。

それでは、はじめに、イオンでの職場体験です。

11月5日から7日までの3日間、イオンリテール株式会社の協力のもと、イオンマリンピア店で職場体験を行いました。この行事は、働く人と触れ合い、実際に働く機会を通して、望ましい職業観や社会性を育むことを目的にしています。今年度は12人の中学生が参加いたしました。

なお、資料の記載について補足ですが、各行事ごとに参加率が含まれていますが、イオンのみ、受け入れ15人、参加率80%とほかの行事に比べて数字が大きく違うことについて、実は募集の対象は、ほかの行事と同様、ライトポート・グループ活動にかかわるすべての子どもたちですが、この行事に関しましては、マリンピアから、受け入れが15人までと限定されていることから、15人の募集に対して12人参加という計算をさせていただいておりますのでご了承ください。

行事の説明に戻ります。

1日目は、イオンリテール株式会社の企業理念を伺うところから始まり、お客様に対するお辞儀の仕方や売り場への案内の仕方など、基本動作の練習を行いました。2日目、3日目には、売り場体験を行い、最後には、職場体験振り返りとして、グループ討議を行いました。

職場体験後の自己評価では、すべての項目において高い評価となりました。特に、ほかの行事と比べて、問題解決能力のポイントが高かったことから、3日間を通して、自分で判断しながら行動できたことと自己評価していることが分かります。

また、「仲間」や「協力」のポイントが高いことから、友達

と協力し合い、助け合いながら実習できたと感じる事がうかがえます。

次は、カンドゥーの職業体験です。

11月15日に、幕張イオンモール内の子ども向け職業体験テーマパーク、カンドゥーで職業体験を実施しました。この行事は、さまざまな仕事の体験を通して、社会性を養うとともに、自分の役割を果たすことによって、達成感や自信を持たせることを目的としています。今年度は24人の児童が参加いたしました。

児童の振り返りからは、「みんなと一緒にいろいろな仕事をしました。カンドゥーの人たちが親切だったので、初めての仕事も楽しくできました」といった感想が聞かれました。

また、保護者からは、「子ども同士で何をやるか相談したり、時間に遅れないように集合場所に集まったり、よく考えて活動していたので、すばらしかったと思います。ありがとうございます」という声や、「初めての場所や体験をとて苦手とする子ですが、親と一緒に参加でき、楽しく過ごさせていただきました」という声が聞かれました。

次は、ジョイントフェスタです。

12月7日に教育センター講堂で実施いたしました。この行事は、イオンリテール株式会社の協力をいただき、今年で14回目を迎えております。

内容としましては、学校の文化祭のような行事で、大勢の人に練習の成果を発表する機会を通し、自己肯定感を高めるとともに、仲間同士で協力する中で、仲間のよさや自分のよさを発見することを目的としています。

当日は、200人を超える人たちが来場し、会場が埋め尽くされました。各ライトポートやグループ活動に通う子どもたちが、歌やダンス、楽器の演奏など、日ごろの練習の成果を一生懸命に発表しました。

子どもたちの振り返りからは、「人と協力して一つのことを行くと、それを見た人が感動してくれるんだと実感できた。」「人前に出ることができなかったけれども、ジョイントフェスタのおかげでできるようになった」などの声が聞かれました。

また、保護者からは、「子どもたちがキラキラしていました。この経験がこれからの力となり、役に立つと思います」という声が聞かれました。

学校の担任の先生からは、「同じ学年の生徒と笑い合える環境があることはありがたい。こんなに生き生き、伸び伸びとしている様子を見ることができて、うれしかった」といった感想が聞かれました。

この行事の自己評価は、「思いやり」の評価が高く、お互いの思いや考えを尊重し合いながら、発表内容を企画し、練習する中で、双方向での思いやりを実感したことがうかがわれます。

当日は、これらの学校の先生方が参観に来てくださいました。次は、第二養護学校での職場体験です。

1月28日、29日の2日間で実施いたしました。第二養護学校の子どもたちや教職員の皆さんと交流することで、さまざまな障害への理解を深め、今後の学校生活や社会生活に生かすことを目的にしています。

2日間、各教室で担任の先生をお手伝いしながら、第二養護学校の子どもたちと過ごしました。教室での学習支援、給食指導の手伝い、下校の見送りなど、学校生活全般の活動を経験することができました。

この行事の自己評価では、「思いやり」や「仲間」の評価が高く、障害のある子に思いやりや仲間意識を持って接することができたことがうかがえます。障害についての理解を深めるだけでなく、自分自身を振り返る機会にもなったと思われま

す。次は、第2回ジョイントキャンプについてです。

2月12日から14日までの3日間、千葉市少年自然の家で実施いたしました。

この行事は、宿泊学習を通し、自然や仲間との触れ合いや親睦をさらに深める中で、仲間のよさや自分のよさを発見することを目的としています。今回は、新しい仲間との出会い、触れ合い、語り合い、仲間のよさ、自分との違いというテーマで実施いたしました。

1日目は、まずはじめに、子どもたちの気持ちをほぐすための出会いのゲームとして、ウォークラリーを行いました。初めて会ったメンバーとグループを組み、地図を頼りに、秋元牧場まで約2キロの道のりを自分たちの力で歩きました。

夜はフリーチョイスとして、バスケットボール、クライミングウォールなどから、体験したいことを自分で選び、活動しました。今年度は、星空観察も取り入れ、月のクレーターを見ることも

きたと聞いております。

2日目は、マフィンづくり、グループタイム、キャンドルサービスなどに取り組みました。マフィンづくりでは、各自が協力し合い、役割を果たし、班ごとに思い思いのおいしいマフィンをつくることができました。午後は、活動班ごとにキャンドルサービスの出し物をつくりながら過ごし、仲間と活動することの楽しさを存分に味わえた1日となりました。

この日は、千葉委員や各学校の校長先生、教頭先生、担任の先生など、たくさんの方々が参観に来てくださり、子どもたちも大変喜んでおりました。

3日目は、活動の振り返りを行いました。友達のよいところを探し、メッセージカードに書いて交換をしました。その後、各自が記入した振り返りカードからは、今まで気づかなかった自分のよさを発見し、人とかかわり合うことの楽しさや大切さを学ぶことができたキャンプとなったことがわかりました。

自己評価からは、仲間とともに2泊3日活動することで、思いやりや仲間意識を高めることができたことがわかります。特に、実施後の今の気持ちが、ほかの行事に比べて高く、満足感を持って終えたことがわかります。

今回、ウォークラリーを初めて取り入れました。活動班の子どもだけの力で、秋元牧場まで相談しながら歩くことで、自主性や問題解決能力の向上を目指しました。子どもたちの感想の中に、「ウォークラリー2キロ、めっちゃしんどかったけれども楽しかった」、「活動班の人と仲よくなれてよかった」とありました。今後もプログラムの見直しや改善を図っていきたいと思います。

ジョイントキャンプには、これらの学校の先生方が参観に来てくださいました。

最後に、ジョイント行事の自己評価が低かった子どもについても報告をしたいと思います。

自己評価の平均が3未満だったのは、次のとおりとなっております。今後、さらに細かく原因を分析し、子どもたちの声を大切にしながら、ジョイント行事の改善と充実に努めてまいります。

特に、フェスタの5人とキャンプの2人については、しっかりと、この後、ケアなどもしていきたいというふうに思っております。

次年度も、たくさんの人たちのかかわりやつながりを大切に

して、子どもたち一人一人の適応力や自己肯定感が高まるよう、計画的にジョイント事業を実施してまいります。

報告は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。毎年度、非常に充実した活動をしていただいて、ありがたく思っております。

最後のところに若干、評価が低いお子さんの話があったのですが、全体として、プログラム全体の課題といたしまししょうか、やはりこのようなものというのは、毎年成果とか確認しながら、改善すべき点があれば改善していく必要があると思うのですけれども、人員ベースで、課題のある子どもがいるということは確認できているとはいえ、プログラム全体で改善を要する点などがありましたら教えてください。

根本教育センター所長 委員ご指摘のように、やはり様々な子どもたちがおりますので、できるだけ、いい意味での満足感が得られるように調整をしておりますが、最近伝わってくる情報では、よりゆったりとした時間構成をしないと、なかなか行動することがつらいという子どもが少なからずいるようだとのことなので、できるだけプログラムに時間の余裕を持たせる工夫をし、それから、今回、ウォークラリーを初めて取り入れたのですが、あまり強制的にならずに、自然に仲間づくりができるプログラムのような工夫が必要だということで、少しずつ、そのような工夫をしているところです。

藤川委員 勉強になりました。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

小西委員 カンドゥーの職業体験のことをお聞きしたいのですが、参加率が14.8%ですが、もう少し高くなればよいなと思っておりますが、この参加率が低い原因で何か考えられることはありますでしょうか。例えば、保護者も一緒に行かないといけない、または、ずっと一緒にいないといけないなど。

根本教育センター所長 カンドゥーに関しては、小学生を対象としているので、委員ご指摘のとおりです。

小西委員 料金はどのようになっているのでしょうか。

根本教育センター所長 料金については、無料となっておりますので、お金の負担はないかとは思っておりますが、やはり親子での参加というのが、ネックになっている一つの要因である可能性はあるのですけれども、ただ、どうしても送り迎えの関係等もあるので、完全に子どもだけ

というのも難しい面があるのかなと考えております。

それでも少しずつ数字は上がっているようなので、これからも少しずつ伸びるように努力していきたいと思っております。

小西委員 よろしくお願ひいたします。

磯野教育長 よろしいですか。

議案第8号 第2次千葉市学校教育推進計画・第5次千葉市生涯学習推進計画の見直しについて

磯野教育長 それでは、議決事項に係る審議に移ります。

議案第8号 第2次千葉市学校教育推進計画及び第5次千葉市生涯学習推進計画の見直しについて、企画課長、説明をお願いします。

伊原企画課長 企画課です。よろしくお願ひします。

議案第8号 第2次千葉市学校教育推進計画・第5次千葉市生涯学習推進計画の見直しについて説明いたします。

議案第8号と書かれた別冊をご覧ください。

本議案は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成28年3月に策定した第2次千葉市学校教育推進計画及び第5次千葉市生涯学習推進計画の中間年度における見直しについて、千葉市教育委員会設置規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

なお、議案の説明でございますが、はじめに企画課より、第2次千葉市学校教育推進計画の見直しについて説明し、その後、生涯学習振興課より、第5次千葉市障害学習推進計画の見直しについてご説明いたします。

それでは、第2次千葉市学校教育推進計画の中間見直しの説明に入ります。

先ほどの別冊、中間見直し（案）の2ページをご覧ください。

こちらでは、計画の見直しを行う背景や学校教育推進計画と関連する国の計画などとの関連についてまとめています。

第2次学校教育推進計画は、計画期間が6年間であることから、子どもを取り巻く社会状況の変化への対応と実行力のある計画とするため、計画の中間年度における見直しを行うこととしております。

続きまして、隣、3ページをご覧ください。

こちらでは、計画の見直しの方向性についてまとめています。
今回の中間見直しでは、アクションプランの見直しを中心とし、必要に応じて成果指標の見直しも行っています。

見直しに当たり、アクションプランと成果指標における現状の課題と原因を整理し、それらの課題への対応を中心として、見直しを行うこととしております。

(1)でアクションプランについて、(2)で成果指標について、課題、原因、対応をそれぞれ表にまとめて整理してあります。

続きまして、4ページ及び5ページをご覧ください。

こちらでは、今回見直しを行うアクションプランと成果指標について、どの見直し理由に該当するかを一覧で整理した表を掲載しています。

4ページでアクションプランについて、5ページで成果指標について整理しています。

それぞれの詳細な見直し内容については、6ページ目以降にまとめてあります。

6ページの(2)をご覧ください。

こちらでは、成果指標のうち、主観指標に該当するもので、今回の見直しでは、評価方法の変更のみを行う指標についてまとめています。

なお、客観指標に該当する指標については、計画の見直し後も従来どおり、目標値に対する現状値の達成率での評価も実施しています。

続きまして、計画書の7ページをご覧ください。

7ページから27ページまででは、今回見直しを行うアクションプランや評価方法の変更以外の理由で見直しを行う成果指標について、施策ごとにまとめて記載しています。

見直しを行うアクションプラン、成果指標、それぞれについて、見直しの理由と見直しの内容を記載し、見直し前後の内容が比較できるよう、表を併記する形で掲載しています。

なお、施策ごとに記載している施策の方針については、これについては、計画策定時に定めた内容をそのまま記載しています。

最後に飛びますが、28、29ページをご覧ください。

こちらは、資料という形で掲載しているものでございますが、第2次学校教育推進計画では、組織改正などにより所管課が変更になっているアクションプランがあるため、今年度末時点での所

管課を一覧表にして掲載しております。

第2次千葉市学校教育推進計画の見直しについての説明は以上でございます。

磯野教育長 では、続いて、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

山田生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

第5次千葉市生涯学習推進計画の見直しについてご説明いたします。

資料の32ページをお願いいたします。

はじめに、1の計画の見直しに当たってでございますが、こちらでは、計画の見直しを行う背景、生涯学習推進計画と関連する国の計画等との関連、計画の見直しの方向性についてまとめています。

本推進計画は、第2次千葉市学校教育推進計画と同様に、計画期間が6年間であることから、変化への対応と実効力のある計画とするため、計画の中間年度における見直しを行うこととしています。

また、関連する計画との整合性として、見直しに当たっては、本計画と関係が深い計画の内容も踏まえ、これらの計画との整合性を考慮して、見直しを行っています。

2の計画の見直しの方向性についてですが、成果指標は実績評価、アクションプランは見込み値の算出と実績評価を行いまして、必要に応じて目標値の変更、取組項目の追加を行っています。

33ページをお願いいたします。

今回、見直しを行う成果指標とアクションプランの一覧表を掲載しています。

33ページに掲載しているものは、計画策定時の目標値と現状値が大きく乖離することから目標値を変更する成果指標、それから、第3次実施計画の策定や状況の変化によって目標値を変更するアクションプランについて、項目を整理したのになります。

34ページをお願いいたします。

34ページに掲載しているものは、新規に取組項目を追加するアクションプランでございます。

続いて、35ページをご覧ください。

35ページから48ページまででは、今回見直しを行う成果指標とアクションプランについて、施策ごとにまとめて整理しています。見直しを行う成果指標、アクションプラン、それぞれに

ついて、見直しの理由と見直しの内容を記載し、見直し前後の内容を比較できるように表を併記する形で掲載しています。

新規に追加するアクションプランにつきましては、追加理由と取組内容を掲載し、平成30年度末の見込み値、2021年度末目標値を掲載しています。

最後に、48、49ページでございますが、資料として、本計画の所管課一覧表を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第8号 第2次千葉市学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の見直しについてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第9号 千葉市学校施設長寿命化基本計画の策定について

磯野教育長 次に、議案第9号 千葉市学校施設長寿命化基本計画の策定について、学校施設課学校環境改善担当課長、説明をお願いします。

千葉学校環境改善担当課長 学校施設課でございます。よろしくお願ひします。

議案第9号 千葉市学校施設長寿命化基本計画の策定について、千葉市教育委員会設置規則第8条第1号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

はじめに、本計画の策定経過について、簡単にご報告させていただきます。

本件は、千葉市学校教育審議会にご審議いただいております。昨年2月に諮問を行った後、今年1月に答申をいただきました。その後、2月1日から2月28日までの期間において、パブリックコメント手続による意見募集を実施し、計画の取りまとめをいたしました。

それでは、別添の参考資料の1ページ、千葉市学校施設長寿命化基本計画(案)の概要版をご覧ください。

本計画は、第1章から第6章までで構成しており、まず、第1章では、計画策定の背景・目的などをまとめております。

学校施設の老朽化が深刻な状況となっていることなどが背景としてある中で、コストの縮減・平準化を推進しつつ、安全性確保や性能・機能の維持・向上を図ることを目的として、本計画を策定するものです。

第2章では、学校施設の実態をまとめています。

1では、児童・生徒数などの推移や学校の分布状況、これまでの経費の推移、施設の保有量などを記載しています。

本市の児童・生徒数は減少傾向であること、それに伴い、今後、小規模校が増加する見込みであること、また、同時期に集中的に整備した学校施設の改築などのタイミングを一切に迎え、短期間に多額の財政支出が必要となる見込みであることなどについて言及しています。

また、2では、老朽化状況の実態について記載しており、構造躯体と躯体以外に分けて、状況に関する記述をまとめております。

続いて、第3章では、学校施設の目指すべき姿を提示しています。安全性の確保を初めとした4つの柱立てを掲げ、今後の環境整備に取り組んでいくこととしております。

次に、第4章では、学校施設整備の基本的な方針などを示しています。

1の施設整備の考え方では、学校施設の目指すべき姿を見据えて、より効率的・効果的な整備を進めるために、基本的な方針を整理しており、施設の安全性の確保を初めとした3つの柱立てを設定いたしました。

2以降は、施設整備の考え方を踏まえた具体的内容を取りまとめており、2では、施設の長寿命化を図るため、目標使用年数や改修周期を設定すること、3では、学校間での施設の性能・機能の統一を図るため、基本的な整備水準を設定することを掲げております。

さらに、4において、学校適正配置の取組みと連携していく旨を記載いたしました。

裏面をご覧ください。

第5章では、将来費用の見通しと今後の取組みを示しております。将来費用については、学校施設に係る今後40年間のコストを複数のパターンで試算しており、その結果を資料右側に示しました。

まず、左上のグラフ、図表2-11ですが、目標使用年数の目

安として使われることの多い60年で改築した場合の試算を行いました。この場合、前半20年間にコストの負担が集中します。

次に、右上、図表5-1のグラフが、長寿命化を図り、原則80年で改築した場合の試算です。長寿命化により、全体のコストは一定の縮減が可能ですが、後半20年間に負担が集中いたします。

左下、図表5-4のグラフは、コスト負担の集中を避けるため、改築時期の前倒しによって平準化を図ることの学校適正配置の取組みと、それに伴って発生する跡施設の売却が進むことを仮定した場合の試算です。

さらに、右下のグラフ、図表5-5は、改築面積の縮減を仮定した試算です。今後、児童・生徒数が一層減少していくことが見込まれることを勘案し、校舎について、既存面積から3割縮減して改築すると仮定し、さらなるコストダウンを見込んだものです。

資料左側の3、今後の取組みをご覧ください。

複数の試算を行ったものの、いずれも過去の経費の平均額を大幅に上回っており、現実的には、この試算どおりに進めていくことは困難です。そのため、さらなるコストの縮減と財源確保に向けた取組みを推進する必要があると、その内容を(1)から(5)までにまとめました。

施設規模の縮減と汎用性・効率性の高い施設の整備、新たな知見を取り入れた学校適正配置の推進、他の施設との複合化、学校跡施設の有効活用について、それぞれ今後検討すべき内容をまとめるとともに、これらの取組みは個別に行うのではなく、総合的に推進していく必要がある旨を記載しております。

最後に、第6章では、今後の計画の継続的運用に向け、改修などの優先順位の見直しや適切な点検の実施、施設情報の管理などの取組みについて整理しております。

以上が本計画の概要でございます。

なお、今後は、本計画で明らかにした方針に基づき、学校施設の整備、維持管理に積極的に取り組んでいくとともに、コストの縮減や平準化に向けた取組みも推進してまいります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

懸念が正しいかどうかわからないのですが、今後、さまざまな

工事がどこかで集中するようなことがあった場合に、例えば落札ができないとかで、予定が狂ってくるということがあり得るかと思うのですが、この計画では、多少そうしたことがあっても、そんなに大きくずれ込むことはなく、計画を進められるという見通しがありますでしょうか。

千葉学校環境改善担当課長 まず、目標使用年数を定め、長寿命化を図り、そこから前倒しし、平準化させるという作業しております。

現時点で、具体的に前倒しした中での優先順位付けは、作業中でございます。その中で、うまく調整できるのではないかと考えています。

藤川委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかによろしいですか。

ほかにご質問がないようなので、それでは議決に移ります。

議案第9号 千葉市学校施設長寿命化基本計画の策定についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第10号 「千葉市放課後子どもプラン」の策定について

磯野教育長 次に、議案第10号 「千葉市放課後子どもプラン」の策定について、生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長、説明をお願いします。

君塚放課後子ども対策担当課長 生涯学習振興課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第10号 「千葉市放課後子どもプラン」の策定についてご説明させていただきます。

先ほどご説明いただいた長寿命化基本計画の次のページ、A3判、放課後子どもプラン(案)概要版でお願いいたします。

最初に、本プランの策定に関しましてですが、第1章をご覧ください。

背景、趣旨でございます。子どもを取り巻く環境の変化、地域・家庭の教育力の低下、子どもの安全・安心な居場所の確保等への機運が高まっている中で、国におきましては、文科省と厚労省との連携のもとに、昨年、新・放課後子ども総合プランが策定されております。

一方、本市では、各種放課後施策を展開してまいりましたが、子どもルームでは待機児童の発生や指導員の不足、放課後子ども

も教室ではプログラムの充実、人材発掘、開催日数や参加児童の減少等が課題となっているところでございます。

これらのことから、本市の放課後施策を総合的・計画的に実施するために、新たに千葉市放課後子どもプランを策定するものでございます。

計画期間は、平成31年度から2023年度までの5年間、中間年に見直しを実施したいと考えております。

計画の対象でございますが、市内に在住または市内小学校に通う小学生を対象とする放課後関連施策でございます。

第2章をお願いいたします。

現状と課題でございます。ここでは、本市の放課後施策を大きく4つに分けております。

1つ目、放課後子ども教室でございますが、まず、アの実行委員会方式でございます。地域の方々が主体となって実施する実行委員会でございますが、保護者の協力が児童の参加の条件となっている学校があるなど、希望するすべての児童が参加できる方策が必要であることや、あるいはコーディネーターの後継者が育っていないなど、他に運営のノウハウや地域の情報の引継ぎなどが課題となっております。

次に、イでございますが、活動支援型のモデル事業でございます。

民間事業者が実行委員会を支援することで、活動の活性化、回数や参加児童の増加が見られる中で、それに伴って、今度は、運営に携わるコーディネーターの方々の負担が増加するというような課題が生じております。活性化と地域の負担軽減を両立させる方策が必要となっている状況でございます。

次に、2の子どもルームでございます。

受入れ拡大のために施設の造設を進めておりますが、利用児童が増加している学校については余裕教室が少ないという施設面での課題があり、一方で、施設には余裕がある中で、今度は指導員不足のため、受入枠が拡大できないというような人的な課題が生じてきております。

次に、3の放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業でございますが、この事業の実施には、活動スペースの確保、余裕教室等が必要になってくることが条件となっておりまして、子どもルームが学校敷地外であるなど、活動場所、余裕教室が不足

する大規模校への導入が困難な状況となっております。移行に当たっては、より柔軟な方法を検討する必要があると考えております。

また、財政的に安定した運営を行うために、利用料金の見直し等を検討する必要があると考えています。

次に、4でございますが、こども未来局所管のこどもカフェ、あるいは公民館をはじめとする社会教育施設、これらのものが、放課後の子どもの居場所となっている現状がございます。

裏面をお願いします。

千葉市の放課後施策の基本理念でございますが、4つの柱となっております。

まず1つ目に、希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供します。

次に、希望するすべての児童を対象に、学びのきっかけを提供します。

次に、放課後の学校施設の利用を推進します。

次に、納得感のある保護者費用負担により、財政的に安定した運営を実現します。

この4つを基本理念として掲げております。

第4章でございますが、今後の施策の方向性についてでございます。

1番目の全体の方向性でございますが、放課後子ども教室につきましては、一体型への移行をする学校を除き、引き続き全校で、地域主体による放課後子ども教室を実施してまいります。

また、今後は、一体型を中心とした整備を計画的に進めてまいります。その中で、一体型への移行が難しい学校につきましては、学校施設の有効活用を検討しますとともに、当面は実行委員会方式で継続できるよう、支援のあり方を検討してまいります。

子どもルームにつきましては、民間事業者の参入促進、施設整備、委託先多様化の推進などに取り組み、待機児童対策と多様なニーズへの対応に努めてまいります。

なお、子どもルームにつきましては、今、民間事業者に委託している委託契約の切り替え時、あるいは学校外から学校内へ施設が移転する際には、計画的に一体型へ移行してまいります。

次に、2の学校施設の活用に関する方策でございます。

学校との調整をしっかりと行いながら、子どもたちの環境を

十分に確保した上で、校庭や特別教室を含めた学校施設を積極的に活用してまいります。特に校庭に関しましては、全小学校での放課後の自由開放を推進してまいります。

第5章で、各施策の事業展開でございます。

最初に、一体型モデル事業でございますが、来年度から6校ずつ拡充し、2021年度には18校で実施し、2022年度以降につきましては、さらに拡充してまいります。

次に、2の放課後子ども教室でございます。

実施日数の目標事業量を、これまで30日としておりましたが、見直しを図り、事業時間数の増加、地域の負担の増加などを配慮した上で、最終目標を25日と設定しております。

なお、そちらにあります括弧内の数値につきましては、活動支援型事業の実施目標の日数でございます。

3の子どもルームにつきましては、民間事業者の参入促進、施設整備等を表の計画により展開してまいります。

4、その他の施策でございますが、本冊の45ページ以降を後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

中野委員 ここで聞いていい話なのか分かりませんが、一般の家庭の子どもにとっては、非常にこのような計画がいいかなと思うのですが、いわゆる子どもの貧困対策に関連して、家庭環境が整っていないような子どもに勉強をじっくりと教えてあげるような、そのような場について何か考えはあるのでしょうか。

もしも、それによって勉強の遅れを取り戻すとか、家ではできないことが放課後の時間を使ってできるような環境が出来ると、その子どもが遅れないで、勉強が進んでいくのではないかなと思うのですが、そのような場所というのは、放課後子ども教室等の中では難しいでしょうか。

君塚放課後子ども対策担当課長 放課後子ども教室では、中には宿題の面倒を見てくださるコーディネーターや学習アドバイザーもいるところですが、すべての学校でそれが実施できるかということ、そうはなっておりません。

一体型については、いわゆる塾的な講座を導入しておるところでございますが、それにつきましては、こども未来局で来年度から実施する、学習塾や習い事等で使えるクーポン券を配布する学校外教育バウチャー事業について、一体型の塾的なものに活用

できるようなことを、こども未来局と協議しているところでございます。

ですから、英会話だとか算数だとか、そんな塾的なものに子どもが参加したいということであれば、条件に合致する家庭の子どもであれば、そのような学習的な、塾的な一体型のプログラムに参加できるようになるのではないかと思います。

中野委員 クーポン券というのは、お金はかからないのでしょうか。

君塚放課後子ども対策担当課長 お金はかからずに、条件を満たせば、一定額のクーポン券を市から配付して、そのクーポンを使ってプログラムに参加できるというような仕組みになっています。

潮見生涯学習部長 補足させていただきます。

来年度、モデル的にですけれども、若葉区の一つの学校で、放課後子ども教室を活用して、学校教員のOBのNPOを使って、やや勉強の遅れている子どもの算数とか国語の勉強を見てあげようというような話と、別途、地域の学校を対象に、公民館を使って、夏休み5日間、集中的に算数を教えるというようなものを、来年度、この事業としてではなく教育委員会主導でモデル的にやろうとしていますので、その様子を見ながら、拡充できれば、これらの中でも取り入れていきたいと考えております。

中野委員 放課後だけじゃなく、夏休みとか長期休業も対象にするということですね。

磯野教育長 ほかはどうでしょうか。

小西委員 この事業とは、直接関係ないのかもしれないのですけれども、最近、子ども食堂をよく見かけるようになったと思うのですけれども、そういう子ども食堂は、市は全然関与していないのでしょうか。それとも、どこかの局が関与とか把握されているのでしょうか、お伺いします。

君塚放課後子ども対策担当課長 子ども食堂につきましては、直接市から補助金を出すなど、そのようなことをしているとは聞いておりません。

所管についても、こども未来局で、どのような団体があるかということ把握しているのではないかと思います。具体的なことについては、この場でお答えすることができません。

小西委員 やはりやる気がある方が、そのような事業を自分たちでやっているかと思うので、そのような方とつながりを持つということは非常に重要かと思い、伺いました。

磯野教育長 ほかはどうでしょうか。

千葉委員 子どもルーム等で、民間事業者の参入ということですが、民間事業者が参入したときの審査などがあるのか、それとも応募した人たちが自動的に入れるのかとか、審査があるとしたら、規模やレベル、質などの基準について伺います。

君塚放課後子ども対策担当課長 こども未来局の事業でございますが、詳しいことは申し上げられないのですが、審査はもちろんあるかと思えます。

そのようなことで、民間事業者がこれから次々に参加してくるようであれば、それを見ながら、一体型の展開も考えていく必要があるかと思っております。

千葉委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかはよろしいですか。

和田委員 放課後に関することというのは、多方面でいろいろな形でアプローチしていかないと、なかなかすべての子どもたちに行き届かないのかなと思えます。

大きなことでは、放課後子ども教室・子どもルーム一体型ということがあると思うのですが、それ以外に、放課後の居場所の提供ということで、幾つか挙げていただいています。この中で、図書館とか公民館というのは、各地区にありますので、全市にわたって、子どもたちが非常に利用しやすいと思うのですが、そのほかの拠点にしかないようなところ、それから1カ所しかないようなところというのがあると思えますので、利用状況などについて伺います。

君塚放課後子ども対策担当課長 記載してございますこどもカフェ、子ども交流館、プレーパーク、いずれもこども未来局の事業でございますが、こどもカフェについては、今、千葉市内に2カ所だそうです。これについては、来年度、このモデル事業を見直して、全市展開できるようにということで、進めていると聞いております。

子ども交流館でございますが、きぼーるの中にあるのですが、未就学から高校生まで、年間15万人程度がご利用いただいているということです。ただ、小・中学生は、やはり近くに住む子ども、高校生については、下校途中に立ち寄ることが多いと伺っております。

プレーパークでございますが、これについては、年齢を問わずに、各自が好きな時間を好きなように過ごしている場所と聞いております。常設のプレーパークについては、市内に今、1つしかないということで伺っております。利用人数等については、手元

に資料がないため、お答えできません。

和田委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

小西委員 お伺いしたいのですが、こどもカフェとはどのようなもの
でしょうか。

君塚放課後子ども対策担当課長 こどもカフェは、地域と連携した子どもの居場所づくりを
目指すということです。平成23年度から高洲で、また、平成24
年度から園生町の市内2カ所で、モデル事業として業務委託によ
り実施してきており、信頼できる大人が見守る中で、子どもが気
軽に立ち寄り、異年齢の子どもと一緒に遊んだり、大人に身近な
相談を行える子どもの居場所として実施しているということでご
ざいます。

先ほどお話ししましたが、今年度末でモデル事業を廃止しま
して、今後は原則、子どもの居場所サポーター養成講座、そうい
うものを実施して、修了した市民ボランティアの方が主体になっ
ていただいて、子どもの居場所の全市展開を図っていくと伺って
おります。

以上でございます。

小西委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかはよろしいでしょうか。

では、ほかにご質問もないようなので、それでは議決に移りま
す。

議案第10号 「千葉市放課後子どもプラン」の策定について
を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第11号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第11号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の
一部改正について、総務課課長補佐、説明をお願いします。

大須賀総務課課長補佐 総務課でございます。

議案第11号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正
についてご説明いたします。

議案書は11ページとなりますが、参考資料によりご説明さ
せていただきます。

参考資料23ページをご覧ください。

始めに、1の改正の趣旨ですが、本議案は千葉県個人情報保護条例の改正に伴い、千葉県教育委員会電子情報処理規程の一部を改正することについて議決を求めようとするものであります。

次に、2の改正の概要についてご説明いたします。

個人情報保護条例第2条に号の追加をする改正のほか、第10条第3項にただし書きを加える改正があったことから、当該条例より引用している本規程の規定の整理を図るため、改正するものとなります。

施行日は平成31年4月1日を予定しております。

本規程の改正部分の詳細につきましては、24ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、それでは議決に移ります。

議案第11号 千葉県教育委員会電子情報処理規程の一部改正についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第12号 千葉県教育委員会組織規則等の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第12号 千葉県教育委員会組織規則等の一部改正について、教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 議案第12号 千葉県教育委員会組織規則等の一部改正についてご説明をいたします。

資料は13ページ、参考資料は25ページをお願いいたします。

参考資料をもとに説明させていただきます。参考資料の25ページをお願いいたします。

まず、1の議案の趣旨でございます。

平成31年4月1日付け組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整理を図るため、千葉県教育委員会組織規則等の一部を改正することについて、千葉県教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求めるものです。

続きまして、2の議案の概要をご覧ください。

まず、（１）千葉市教育委員会組織規則でございます。

この改正は、教育給与課の新設、南部青少年センターの種別の見直し及び文化財課特別史跡推進担当課長の廃止など事務分掌等、その他所要の改正を行うほか、根拠法の一部改正に伴う規定の整理を行うものです。

次に、（２）教育公務員特例法第２５条の２の規定に基づく指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則でございます。

この改正は、判定会の委員のうち、充て職として教育総務部教育職員課教職員担当課長としているものを学校教育部教育支援課長に変更するほか、根拠法の一部改正に伴う規定の整理を行うものです。

最後に、３、施行年月日についてですが、いずれも平成３１年４月１日といたします。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、それでは議決に移ります。

議案第１２号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第１３号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について

磯野教育長 議案第１３号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正について、教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 議案第１３号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正についてご説明いたします。

資料は１７ページですが、参考資料をもとにご説明いたします。参考資料３５ページをお願いいたします。

まず、１、議案の趣旨でございます。

平成３１年４月１日付け組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整理を図るため、千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部を改正することについて、千葉市教育委員会組織規則第８条第２号の規程に基づき、議決を求めるものです。

続きまして、２、議案の概要をご覧ください。

服務監理委員会委員のうち、組織改正に伴う教育職員課教職員担当課長の廃止により、同担当課長を委員から除き、新たに総務課長を委員とするよう改正するほか、根拠法等の一部改正に伴う規定の整理を行うものです。

最後に、3、施行年月日についてですが、平成31年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、それでは議決に移ります。

議案第13号 千葉市教育委員会服務監理委員会規程の一部改正についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第14号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第14号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について、教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 議案第14号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正についてご説明をいたします。

資料は19ページですが、参考資料をもとに説明させていただきます。参考資料37ページをお願いいたします。

まず、1、改正の趣旨ですが、労働安全衛生法等の改正に伴い、教育委員会における産業医及び産業保健機能の強化などを図るほか、教育委員会に設置される事業場のうち、事務局その他を市立の小学校、中学校、第二養護学校及び高等特別支援学校のみを管理する小・中学校等と、事務局や学校以外の労働者数50人未満の所属を管理する事務局その他に2つに分けることにより、学校の職員の労働安全衛生管理体制の強化を図るものです。

この変更に伴い、千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程を一部改正するため、千葉市教育委員会組織規則第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

次に、2、規程改正の概要についてご説明をいたします。

(1)ですが、産業医及び産業保健機能の強化等を内容とする労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の改正に伴う規定の改正

となります。

主な変更点でございますが、まず1つ目、アですが、統括産業医及び産業医が行う過重労働者に対する面接指導の要件について、新たに研究開発業務に従事する労働者に対する面接指導の要件を追加いたします。

研究開発業務とは、製造業の商品開発部門のような新技術・新製品の研究開発の業務のことでありまして、これまでは業務の性質が産業医の面接指導の対象外となっている職でございます。

この職につきましては、現在、教育委員会も含めまして、千葉市には、このような職は設置されておらず、対象者はおりません。ですけれども、ほかの、このような職が発生した場合に備えまして、今回の法改正に合わせて規定を新設するものでございます。

2点目、イでございますが、産業医の事業場巡視の頻度について、一定の条件のもと、幅を広げるものでございます。

これは、具体的には、現在、産業医の業務といたしまして、法令で、事業場の巡視が月1回以上行うこととされておりますが、こちらが、産業医がより効率的かつ効果的な職務の実施が可能となるように、所定の情報が毎月産業医に提供される場合には、2か月に1回以上の巡視とすることが可能という変更内容でございます。

それから、3番目、ウですが、産業医による勧告の前に、教育委員会または総括安全衛生管理者の意見を求めることとします。

これは、産業医がより現実的な勧告を行うことができるように、教育委員会や総括衛生管理者との情報の共有化ができるように明文化したものでございます。

それから、4点目、エですが、産業医等に対する健康管理等に必要な情報の提供について規定をするものです。

これは、必要な情報というのは、具体的には健康診断の結果ですとか過重労働者の、例えば月80時間以上時間外労働している職員の情報とか、そのようなものが対象となります。

最後に、オですが、教育委員会及び総括安全衛生管理者における職員の心身の状態に関する情報の取扱いについて規定をいたします。

こちらは、産業医等の権限の機能強化のために、職員の心身の状況など必要な情報を総括安全衛生管理者から産業医に情報提供をすることが効果的だということで、規程、制度改正が行われ

るわけですが、こういった情報を提供することによって、職員が、例えば人事上不利益になるなど、そのようなことがないように、職員の情報というのを適正に管理するというのを併せて定めたものでございます。

次に、(2)事務局その他を小・中学校等と事務局その他に分離することに伴う改正になります。

こちら、参考資料の次の38ページにイメージ図がございます。

衛生委員会、安全衛生委員会は、教育委員会に現在5つございますが、事務局その他以外は、単体で50人以上の労働者が在籍する事業所という形になっております。

この事務局その他は、こちら、右に管轄する所属とありますとおり、小学校、中学校、第二養護学校、高等特別支援学校と、学校の職員の割合が非常に大きい状況になっております。学校だけで約5,000人おりました、事務局は図書館などの事業所の職員が380人と、学校の方が圧倒的に多い状況であります。

37ページにお戻りください。

教育委員会、各事業場のうち、事務局その他では、事務局、学校その他の教育機関がすべて含まれまして、それぞれの職員、一つの衛生委員会として機能しております、事務職であるとか教員であるとか、異なる職種の職員が衛生委員会の委員となっておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、学校が大きな割合を占めていること、それから職場の環境が特有であるということ、そのようなことに鑑みまして、学校を事務局その他の労働安全、事業所から分離をいたしまして、専門化された活動を実施する必要があると判断し、分けるものであります。

内容といたしましては、アにありますとおり、各事業場における総括安全衛生管理者等の選任数、衛生委員会委員の定数を変更または新たに規定をいたします。

2点目、イですが、事業場、小・中学校等の総括安全衛生管理者は、教育総務部教育給与課長の職にある者といたします。

教育給与課は、事務局的な機能を有するのですが、学校職員ではないですけれども、学校だけに任せるのではなく、教育委員会事務局として、この新たな小・中学校等の衛生委員会の運営についても責任を持って当たるということで、教育給与課長の職を充てることといたします。

最後にウですが、小・中学校等に設置される衛生委員会委員には、教育総務部教育給与課の職員のうちから教育委員会が指名した者を含めることといたします。

3の施行年月日は、平成31年4月1日とします。

説明は以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、それでは議決に移ります。

議案第14号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第15号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第15号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について、学事課長、説明をお願いします。

御園生学事課長 学事課でございます。

議案第15号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について説明をさせていただきます。

資料は23ページですが、参考資料をもとに説明させていただきます。参考資料43ページをお願いいたします。

これらの議案は、学校現場における教職員の勤務負担軽減を図り、学校から教育委員会への報告文書等の公印押印廃止等を行うため、千葉市立小学校及び中学校管理規則、千葉市立高等学校管理規則、千葉市立特別支援学校管理規則、そして千葉市立育英資金支給条例施行規則の一部を改正することとし、千葉市教育委員会組織規則第8条第2項に基づき、議決を求めるものであります。

改正の概要について、2点説明をさせていただきます。

1点目は、学校から教育委員会への報告書等の公印押印欄について、廃止したいと考えます。

2点目は、稲毛高等学校附属中学校及び特別支援学校の高等部に入学する際の誓約書における押印を見直したいと考えます。

最後に、管理規則の具体的な変更内容につきましては、参考資料44ページ以降のそれぞれの新旧対照表をご覧ください。

千葉市立小学校及び中学校管理規則では、第1号様式及び第3号様式から第6号様式、そして第11号様式の規定中の印を削り、11号様式については、54条を48条に改めます。

また、第6号の2様式では、丸印を削り、注釈として、「本人が手書きしない場合は記名押印してください」という文言を挿入します。

市立高等学校管理規則では、第1号様式、第3号様式及び第9号から11号までの印を削ります。

特別支援学校管理規則では、第2号様式の2カ所の丸印を削り、「本人が手書きしない場合は記名押印してください」という文言を挿入いたします。

また、3号中の印を削ります。

千葉市育英資金支給条例施行規則では、2号中の印を削ることになります。

施行日は平成31年4月1日とします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 学校から教育委員会への報告書について伺いたいのですが、従来、捺印があったということは、書面での提出があったということだと思っておりますけれども、ファクスや電子メール等を使わないと、非常に煩雑で、手間がかかると思っておりますが、現状ファクスや電子メールは使っておられないのか、この改正によってどのように変わるのかということについて、教えていただきたいと思っております。

御園生学事課長 メール等での提出を求めるものもあるのですが、これまで押印をしていただいているものについては、書面での提出を求めています。

こちらについては、今後も書面で提出をしていただくことで、確認をしていくように考えております。

藤川委員 例えば、臨時休業の報告書などについて、必要があって臨時休業、理由も示すわけですから、書面でないといけない理由というのがあるようには思えません。

今回の規則改正では、書面にするかどうかというのは別の問題だと思いますので、ここで決めていただく必要はないですが、ぜひ、合理化できる部分は合理化するというのを今後も検討いただきたいという意見でございます。

御園生学事課長 ありがとうございます。今ご指摘いただきましたとおり、書面での提出が必要ないものについては、合理化できるように検討してまいりたいと思います。

磯野教育長 ほかはよろしいでしょうか。

ほかにご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第15号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第16号 千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正について

磯野教育長 次に、議案第16号 千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正について、生涯学習振興課長、説明をお願いします。

山田生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

議案第16号 千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正についてご説明いたします。

議案書では27ページでございますが、参考資料でご説明させていただきます。参考資料53ページをお願いいたします。

はじめに、1の改正の趣旨でございますが、平成31年10月1日の消費税率の引き上げに伴い、生涯学習センターの附属設備の利用料金基本額を改定するとともに、駐車場使用料の減免方法の見直し等に伴う所要の改正を行うほか、規定の整理を図るため、規則の一部改正を行うことについて、議決を求めるものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、3点ございます。

まず、(1)駐車場使用料の減免方法の見直しでございますが、現在、身体障害者の方は駐車場使用料の減免対象となっております。減免を受けようとする場合は、減免承認申請書を提出しなければならないとしておりますが、市長が特に認める場合は、申請書を提出しないことができるものがございます。

市長が特に認める場合としては、身体障害者手帳の提示があれば、減免申請書の提出を免除できるようにし、減免を受けようとする方の手続の簡素化を図るものでございます。

次に、(2)附属設備利用料金基本額の変更でございますが、具体的な設備及び金額につきましては、54ページ及び55ペー

ジの新旧対照表に記載のとおりでございます。

積算方法は、改正前の料金に108分の110を乗じて得た金額で、10円未満は切り捨てとなっております。

次に、(3)様式の教示文の変更でございますが、行政不服審査法の改正に伴いまして、様式中の審査請求に係る教示文を改めるものでございます。

3の施行日は、公布の日からとなりますが、附属設備利用料金基本額の改定につきましては、平成31年10月1日以後の利用について適用となります。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第16号 千葉市生涯学習センター管理規則の一部改正についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第17号 平成32年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について

磯野教育長 次に、議案第17号 平成32年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について、教育支援課長、説明をお願いします。

福本教育支援課長 それでは、議案書31ページをご覧ください。

議案第17号 平成32年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程について、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものでございます。

次年度も本年度に引き続き、養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者選考につきましては、千葉県と同一歩調を進めてまいります。

養護学校高等部普通科の入学者選考日は、平成32年2月12日(水)、13日(木)のうち、校長が定める日としております。また、高等特別支援学校の入学者選考日は、平成32年1月15日(水)、16日(木)としております。

この日程に合わせて、願書等の提出期間、入学許可候補者の発表及び通知の日程についても定めております。

入学者選考要綱につきましては、7月の教育委員会会議にてご協議いただく予定でございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

ご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第17号 平成32年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考の日程についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第18号 千葉市教職員研修計画等の策定について

磯野教育長 次に、議案第18号 千葉市教職員研修計画等の策定について、教育指導課統括指導主事、説明をお願いします。

鶴岡統括指導主事 教育指導課でございます。よろしくをお願いします。

議案第18号 千葉市教職員研修計画等の策定について説明いたします。

まず初めに、参考資料59ページをご覧ください。

平成29年4月に教育公務員特例法の一部改正が施行され、昨年度、千葉県教育委員会と共同して、60ページのような千葉県・千葉市教員等育成指標を作成いたしました。

この育成指標を踏まえて、本年度は、県と市では別々に研修企画等の策定を行い、本市におきましては、61ページにある教員等育成指標の4つの柱に対応するキャリアステージごとの目標、教職員研修体系、教職員研修計画の3つの立案または見直しを行いました。

今後、60ページ、61ページの資料を活用いたしまして、今回の策定の経緯や、目的、伝え方等を、教職員や管理職が理解し、利用していただくために、周知を図ってまいります。

次に、別冊の資料をご覧ください。

A3の1枚目の資料は、左から、育成指標の定める4つの柱、そして、16の構成要素に対して、それぞれのキャリアステージごとに、千葉市の教職員として目指すべき目標をまとめたものでございます。対象は、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄

養教諭になります。

この目標は、教職員がみずからのキャリアステージを把握し、求められている資質を確認することや、次のステージの目標を立てていくことを見込んで策定いたしました。

裏をめくっていただき、2ページをご覧ください。

こちらは、これまで本市にあった千葉市教職員研修体系を見直しまして、修正したものでございます。

2ページが、校長・教員版と養護教諭版でございます。

3ページが、栄養教諭版と学校栄養職員版でございます。

4ページが、学校事務職員版になります。

これまでは、経験年数に沿って研修を体系化しておりましたが、今回、育成指標に合わせまして、キャリアステージに沿って体系化をいたしました。

なお、学校事務職員だけは、現在、経験年数に応じて専門研修を実施していることから、これまでどおりとしております。

この研修体系により、教職員生活を通してのキャリアプランを構築するための手立てとしての活用を見込んでおるところでございます。

次に、5ページ以降をご覧ください。

こちらは、来年度、本市が教職員向けに予定している研修講座をまとめたものでございます。各講座が、育成指標における16の構成要素のどの要素を育成する講座なのかなど、対象としているキャリアステージがわかるように、一覧表にしたものでございます。

今後は、これらを各学校教職員に周知徹底を図り、教職員が自らのキャリアプランを考えるとともに、キャリアステージに適した研修を探し出す手立てとして活用していく予定でございます。

以上でございます。ご審議のほどお願いします。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

私から要望ですが、事務局が、若い先生が増えている中で、こういった形で、多くの労力を要して、このような細分化したものを作っていただいている。そして、これ以外にもいろんな資料、有効な資料を多く作っているのだけれども、全部電子で発信していて、学校が本当にそれを有効に活用しているかという、一部疑問を呈さなければならない状況があることから、25年以降、紙の配信はやめようということで、見直しを図ってきたけれども、

いま一度、若い先生が増えてきたことから、もう一度製本をして、各学校に配ったほうがより有効じゃないかということも、改めて検討してみる必要があるのかなというような思いがしていますので、ぜひ部で検討していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

鶴岡統括指導主事 はい。

磯野教育長 そのほか、よろしいですか。

ほかにご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第18号 千葉市教職員研修計画等の策定についてを原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。

では、次に、議案第19号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

また、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員も退出をお願いいたします。

(あらかじめ指定した者以外の事務局職員、退出)

議案第19号 職員の人事について

磯野教育長 では、改めて審議を再開します。

議案第19号 職員の人事について、教育職員課教職員担当課長、説明をお願いいたします。

山下教職員担当課長 議案第19号 職員の人事についてご説明いたします。

最初に、事務局等職員の人事についてです。

平成31年3月31日付け及び同年4月1日付け人事異動のうち、職務級が5級以上のいわゆる管理職に関する人事について、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

まず、3月31日付けの人事発令です。

「中央図書館長 小林 幹弘」ほか6人の定年退職者及び管外交流で転出する2人の職員へ、退職発令をするものです。また、千葉県教育庁へ帰任する「加曾利貝塚博物館長 高梨 敏夫」への退職発令をするものであります。

次に、4月1日付け人事発令については、他部局や学校現場等との人事交流による組織活性化及び定年退職者等による欠員の補充を基本とし、適材適所の配置に努め、発令を行うものであります。

参事・技監級では、退職する中央図書館長の後任として、「都市局海辺活性化推進課長 安部 浩成」を発令いたします。そのほか、課長級で32人、課長補佐級で33人に、それぞれ発令いたします。また、学校関係では、教育委員会事務局から学校への異動として、校長で19人、副校長・教頭で21人に、それぞれ発令いたします。

次に、加曽利貝塚博物館長として、千葉県から「加納 実」を採用し、加曽利貝塚のさらなる魅力発信に向けた取組みを強化してまいります。事務局への県内教員の人事交流として、課長補佐級の「教育指導課指導主事 福水 勝利」を採用いたします。

事務局の説明は以上でございます。

引き続きまして、市立高等学校職員の人事についてです。

当該議案は、平成31年4月1日付け千葉市立高等学校の管理職の人事発令につきまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

市立千葉高等学校の校長として、現「千葉市立稲毛高等学校校長 遠藤 明男」を、市立稲毛高等学校の校長として、現「千葉県立長生高等学校教頭 佐藤 啓之」を、市立千葉高等学校の教頭として、現「千葉県立千葉女子高等学校教諭 尾留川 聡」を、市立稲毛高等学校の教頭として、現「千葉県総務部学事課副主幹 横田 弘之」を採用するものです。

なお、前任者は3月31日付けで退職し、「市立千葉高等学校校長 川崎 浩祐」は県立大多喜高等学校校長へ、「市立千葉高等学校教頭 川嶋 篤」は県立長生高等学校副校長へ、「市立稲毛高等学校教頭 泉水 清和」は県立佐倉高等学校教頭へ、それぞれ就く予定でございます。

なお、県の校長の内示は3月25日となっております。

以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか
ご質問ないようですので、それでは議決に移ります。

議案第19号 職員の人事についてを原案どおり可決したい

と考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

9 その他

(1) 不審者情報について

磯野教育長 委員の皆様、ここまでで、その他として、ご意見、ご質問等が何かございますか。

和田委員。

和田委員 1点、最近とみに感じていることなのですが、千葉市の地域安全課から送られてくる不審者情報が非常に増えているように思います。

今まで不審者情報にカウントしていなかったようなものもカウントするようになったので、このように増えたのか、それとも、本当にこういった事案が増えているのかということについてお伺いします。それから、これは登録していると不審者情報が送られてくるのですが、この登録を推奨しているようなことがあるのか、学校から保護者に対して推奨しているのかどうか。あと、保護者、子どもたちに対しての注意喚起をどのようにしているのか。

被害に遭っている子どもが属している学校には当然必要だと思うのですが、犯人というか、不審者は広範囲にわたって、色々なことをすると思いますので、近隣の地域にも同じように注意を喚起しているのかということ、分かる範囲でお伺いします。

御園生学事課長 ありがとうございます。

不審者情報ですが、実際に件数は増えております。数年前は、年間通じて200件くらいだったのですが、今はそれと比べて、かなり増えている状況がございます。

ただ、委員のご指摘がありましたように、子どもたちからの発信で、学校を通じて通報されるものもございますので、中には、この声かけは悪気があっての声かけなのか若干疑わしいようなものも入っているという現状はございます。

あと、学校では不審者情報を受けましたが、まずは警察に通報してあるかどうか確認して、通報していなければ、まずは警察にすぐに連絡をするということをしています。そして、あと、近隣の学校と学事課、サポートセンターに、その学校からは連絡を

もらうようにしております。連絡を受けたら、それを保育所とか子どもルームの所管課等にも連絡をすることで、情報の共有に努めているところです。

各学校から連絡を受けて、その案件によってですけれども、これは中央区の各学校には知らせておこうとか、これは千葉市全体に知らせておこうというようなもの、情報の内容によって、私どもから情報を共有する学校の範囲を指定して、必要に応じて発信しているところでございます。

和田委員 ありがとうございます。とてもよく分かりました。

磯野教育長 そのほかはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に、事務局から何かございますか。

(2) 第4回定例会は、第3水曜日の4月17日（水）午後2時より開催することと決定した。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言